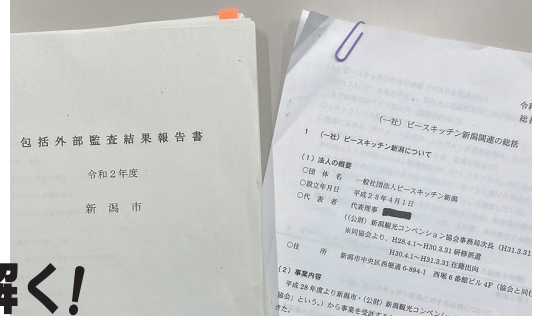


新潟市議会報告は、新潟市民の皆様にも市政の取り組みや議会活動をわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この活動報告は政務活動費で発行しています。

レストランバス事業の疑惑

新潟の食文化の魅力を発信し、交流人口を拡大するために投じられた税金47,652,067円は正しく使われていたのか？

「内部調査」と「包括外部監査」二つの報告から事実を紐解く！



昨年6月の一般質問で、私が取り上げた新潟市と外郭団体によるレストランバス事業への不自然な関与に関する問題ですが、議場で中原市長が約束した事業総括について、内部調査報告を受けました。また、「レストランバスを活用したコンテンツ開発事業」について外部監査が行われ、令和2年度包括外部監査結果報告書が公表されたので、この二つを元に事実関係の検証を行います。

質問
深谷しげのぶ

最後に中原市長に伺います。

本件は前市長時代の案件ではありますが、これまでの私と各部長との質疑を聞いて頂いて、現市長として何か感想なり、感じるところはありますか？



答弁
中原 市長

総括を関係者に求め、市として対応したい。

新潟市とピースキッチンとの関わりについて、なるほどという部分がありますが、今程の議員との質疑の中に不明な点もありました。今後、何らかの総括を関係者に求め、市として対応したいと思います。



「ピースキッチン新潟に関連する新潟市の総括」

昨年6月議会の一般質問で、レストランバス事業（景色を眺めながら料理を味わえるバスツアー）の委託先法人の立ち上げに市の外郭団体に関わり、無償で事務所を使わせるなどして便宜供与していたこと、また事業を行う資格を持たないこの法人に対し、市が事業を委託していたことへの見解を質しました。その際「前市長時代の

案件ではあるが何か感想はないか」と私の問いかけに中原市長は、「不明な点もあり、何らかの総括を行い市として対応したい」旨、答弁しました。今回、これに基づき「ピースキッチン新潟関連の総括」という報告を受けましたので、内容について検証します。

ピースキッチン新潟への委託の適否

- ① 平成29年度、本市はレストランバス事業を外郭団体であるコンベンション協会へ委託したが、民間主導による自走を早期に促すため、平成30年度、ピースキッチン新潟へ委託先の変更を行うこととした。
- ② その理由について、本委託業務はレストランバスを活用してガストロノミーツーリズム（その土地の食文化に触れることを目的とする観光事業）を構築することを目的としており、それらに関わる生産者・料理人・立ち寄り先など関係者との調整が重要となることから、ノウハウを有し、事業の継続を視野に課題を検証できるためピースキッチンを委託先に選定した。

③ 旅行商品の販売部分（旅行業の資格がない問題）は、本委託業務の契約書の但し書きに基づき、あらかじめ書面による承諾を受け、資格を持つ旅行者へ再委託しており、定められた適切な手続きをとっており問題ない。

ピースキッチン新潟への事務所提供

本市の外郭団体である新潟観光コンベンション協会は、ピースキッチン新潟との関係において多くの反省点を抱える結果となり、さまざまな観点で認識が甘かったと反省している。今後、事業を行う際には、契約事項をはじめコンプライアンス遵守について厳しくチェックするとともに、改めて市の出資法人としての使命と責任を認識し、

適切な事業運営を行っていくとしている。市としても当該協会は、不動産賃貸契約の問題を含め、対応が事後的となったことなど反省すべき点があると認識している。今後、事業を検討する際には、しっかりと契約事項などをチェックしていくことが必要である。



●レストランバス

深谷しげのぶ「私はこう考える」

新潟市によるピースキッチン新潟関連の総括によると、悪いのはすべて外郭団体の新潟観光コンベンション協会で、市は契約に基づいて事業を委託しただけなので、何も問題がなかったという言い分です。果たして本当でしょうか。そもそも旅行業の資格を持たない法人に旅行事業を委託したのは新潟市です。コンベンション協会は、市の指示に従ったか、前のめり

な市の対応に引きずられてしまったと見るのが妥当ではないでしょうか。市は飽くまでも定められた適切な手続きを取っていたと胸を張りますが、その契約自体に問題があったことには触れていません。この後、外部監査報告を紹介しますので、是非ご覧ください。本委託契約について、法を逸脱している恐れがあるとまで指摘しています。中原市長の決断で実施された折角の内部調査でしたが、残念ながら真実を表すものではありませんでした。

将来に責任の持てる市政を進めます。

新潟市議会議員

深谷しげのぶ

発行 / 深谷しげのぶ事務所

【中央区】

〒950-0081 新潟市中央区三和町 8-25 TEL 025-378-0177 FAX 025-378-0178

Check!

市民の願いを、とどく市政を。



一者随意契約の要件を充たすことの十分な理由の説明がないまま 一者随意契約がなされていた事例が見受けられた

令和2年度包括外部監査人の今井慶貴弁護士は、新潟市が行ったレストランバス事業に関する業務委託先との契約について、このように指摘しています。

「令和2年度包括外部監査報告書～関係部分抜粋」

(1) レストランバス事業は

平成28年に公益財団法人新潟観光コンベンション協会と一般社団法人ピースキッチン新潟が始めた。平成29年度から「レストランバスを活用したガストロノミー・ツーリズム構築事業」として新潟市の事業となり、平成29年度から令和元年度までの3年間実施されたが、いずれも一者随意契約により業務委託契約が締結されている。

(2) 経緯

① 平成29年度は、新潟観光コンベンション協会が一者随意契約により委託先となった。理由は、平成28年度に日本初のレストランバスツアーを催行した実績があり1階が厨房、2階がレストランとなっている特殊車両の知識を有している。レストランバスを所有するウィラー株式会社との良好な信頼関係を築いており、レストランバスの運行、ツアー催行業務のノウハウを蓄積している。第二種旅行業を有し、新潟市の観光振興業務を担っており、幅広い受け入れ先ネットワークを有している。以上のことから、「同協会は本業務を遂行する上で不可欠な能力を有する唯一の団体であり、委託先として一者随意契約とする。」とされ、契約審査会で契約は適当とされた。平成29年4月1日付で業務委託契約が締結されたが、同日付で同協会から再委託申請書が提出された。再委託先はピースキッチン新潟及びバス運行会社A社であり、市は同日付で再委託に同意した。業務委託料として、20,071,507円が同協会に支払われた。

② 平成30年度は、ピースキッチン新潟が一者随意契約により委託先になった。理由は、ピースキッチン新潟は平成30年4月から6月までの期間、WILLEER(株)とレストランバス契約を締結し、かつ、同バスにおけるレストラン営業許可を有しているとともに、平成28年から2年間レストランバスの運行業務に携わり、そのノウハウを蓄積している。以上のことから「ピースキッチン新潟は本業務を遂行する上で不可欠な能力を有する唯一の団体であり、委託先として一者随意契約とする」とされ、契約審査会で契約は適当とされた。平成30年4月1日付でピースキッチン新潟との間で業務委託契約が締結されたが、同日付で同社から再委託申請書が提出された。再委託先はバス運行会社A社および株式会社JTB新潟支店であり、

市は同日付で再委託に同意した。業務委託料として、15,046,560円がピースキッチン新潟に支払われた。

③ 令和元年度はJTB新潟支店が一者随意契約により委託先となった。その理由は、JTBは平成31年4月から6月までの期間、WILLEER(株)とレンタル契約を締結し、かつ、旅行業許可を有し募集型旅行商品の造成・実施・販売を担うことができるとともに、昨年度も販売業務を担当し、そのノウハウを蓄積している。以上のことから、「JTBは本業務を遂行する上で不可欠な能力を有する唯一の事業者であることから、委託先として一者随意契約とする」とされ、契約審査会の審査結果で契約は適当とされた。平成31年4月1日付でJTBとの間で業務委託契約が締結されたが、同日付で同社から再委託申請書が提出された。再委託先は、バス運行会社A社及びピースキッチン新潟、株式会社B社であり、新潟市は同日付で再委託に同意した。業務委託料として、12,534,000円がJTBに支払われた。

(3) 検証

このように、3年度にわたり一者随意契約がなされているが、いずれも委託先が「業務を委託する上で不可欠な能力を有する唯一の団体である」ことをその理由としている。しかし

① 平成30年度の委託先(ピースキッチン新潟)は旅行業許可を有しないから、旅行業許可を有することは委託先の条件とはされておらず、この点は一者随意契約の理由とはなりえない。

② 平成29年度(新潟観光コンベンション協会)及び令和元年度(JTB)の委託先はバスにおけるレストラン営業許可を有しないから、バスにおけるレストラン営業許可を有することも委託先の条件とはされておらず、この点も一者随意契約の理由にはなりえない。

③ WILLEER(株)との間でレストランバスのレンタル契約を締結しうることが条件となりうるとしても、各年度における委託先のみがレンタル契約を締結しうることの合理的な説明はなされていない。

④ レストランバス事業への関与経験を有することが条件になりうるとしても、平成29年度におけるピースキッチン新潟、平成30年度における新潟観光コンベンション協会、令和元年度における新潟観光コンベンション協会及びピースキッチン新潟はいずれも関与経験を有してい

たは、都道府県や政令指定都市などの自治体の監査機能の充実強化のため、専門的な知見と経験を有し、独立の立場にある外部の「第三者」により行われる監査制度で、ずさんな公費支出が問題になるなど、従来の制度が形骸化しているとの反省に立ち、1997年の地方自治法改正で制度化されたもので、これに基づき実施されています。

たはずであるから、当年度の委託先のみが唯一の団体であるとの説明がなされているとはいえない。そもそも、契約締結時において再委託ありきで委託契約がなされており、再委託によって業務遂行の資格や能力が備わることと足りるとされていたことが窺えるが、一者随意契約の理由として再委託についての言及はない。

⑤ 市の本事業関係書類の綴りには、平成30年度の再委託申請書のうち委託先が空欄で委託の業務内容は「ツアー商品の販売」であるとする再委託申請書のドラフトが綴られていた。このことから、再委託の件について委託先と委託契約締結前にやりとりをしていたことが窺われる。

⑥ 令和元年度のレストランバス2019のチラシには、市とJTBが問合わせ先とされ、「4/30(月)販売開始」とされている。チラシができた日は不明であるが、4月1日の委託契約締結前から準備行為がなされていたことが窺われる。

(4) 結論

以上によれば、関係書類において、一者随意契約の要件である「(前略)その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」(地方自治法167条の2第1項第2号)に該当すると認めるに足りる理由が示されることなく、一者随意契約がなされたものといわざるを得ない。市の説明によれば、本事業は「レストランバスを活用したガストロノミー・ツーリズムの構築」を目的とし、将来的には民間事業者を主体として事業がなされることを目指して試行錯誤しながら事業を進めていたところ、①初年度の平成29年は、市にノウハウがなかったため、経験のある新潟観光コンベンション協会を委託先に選定し、②平成30年度は、同協会のスタッフは土日の対応ができなかったことに加え、事業構築のための関係者との関係づくりを重視したため、経験もあり人脈も豊富なピースキッチン新潟を委託先に選定し、③令和元年度は、旅行商品として裾野を広げることを重視し、複数の旅行会社に聞き取りをしたうえでJTBを委託先に選定したものであり、各年度において業者選定における重点の置き所が異なっていたというのである。しかし、各年度の一者随意契約要件調書及び農林水産部一者随意契約審査会の審査結果の記載からは、そのような事情を窺い知ることはできないのであるから、今後は後日の検証に耐えられるような十分な記載が求められる。

深谷しげのぶ「私はこう考える」

包括外部監査結果報告書におけるレストランバス事業の関係部分の記述は、以上紹介した通りです。私は外部監査で指摘された内容、示されたその根拠はどこから見ても事実としてハッキリと認めることのできるものと考えます。新潟市は「1、受託する資格を有しない団体に、2、再委託(下請けへの丸投げ)を前提に、3、自分たちの意中の団体に委託するため、合理的な説明がつかないまま地方自治法に触れる疑いのある随意契約をして

いたのです。市の「民間自走を目指して試行錯誤していた」などの後付けの言い分は通りません。行政の公平と公正が歪められたために、47,652,067円という血税の使い道は勿論のこと、事業全体に疑惑が広がっているのです。中原市長は「速やかに改善していく」と述べてはいますが、「今後は気を付けます」程度のコメントで終わらせる訳にはいきません。その裏側にいったい何があったのか、なぜこんなことが行われたのか、関係者には真実を明らかにして頂くよう求めます。それが再発を防ぐ唯一の方法と考えるからです。